

件名

労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件

○金融庁告示第 号
厚生労働省

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第七号）の一部を次のように改正し、令和九年三月三十一日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

厚生労働大臣 上野賢一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー） 第四十七条 「略」 「2・3 略」 4 第一項の規定にかかわらず、株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）のうち、自己資本の額（第二条に規定する連結自己資本比率を算出する場合にあっては同条の算式における自己資本の額をいい、第十一条に規定する単体自己資本比率を算出する場合にあっては同条の算式における自己資本の額をいう。）に十パーセントを乗じて得た額を上回らない部分について、次に掲げる要件の全てを満たすもののリスク・ウェイトは、百パーセントとすることができる。 一 我が国の政府関係機関又はその子法人等（以下この号において「政府関係機関等」という。）と共同で行う投資であつて、政府出資その他の財政上の措置により、政府関係機関等が当該投資に係る信用リスクの相当部分を引き受けるものであること。 二 次に掲げるいずれかの会社に対する投資であること。 イ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号。以下この号において「規則」という。）第四十五条第十二項に規定する新規事業分野開拓会社（同項本文	（株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー） 第四十七条 「同上」 「2・3 同上」 「項を加える。」

の規定の適用を受けるものを除く。)

ロ 規則第四十五条第十二項本文に規定する事業再生会社
(同項本文又は同条第十三項本文の規定の適用を受ける
ものを除く。)

ハ 規則第四十五条第十二項に規定する地域活性化事業会
社(同項本文の規定の適用を受けるものを除く。)又は
規則第五十条の二第一項に規定する特例事業再生会社(同
条第三項本文の規定の適用を受けるものを除く。)若
しくは同条第二項の規定の適用を受ける会社

(他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポー
ジヤー)

第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず
、他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する場合にあつ
ては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自
己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定
する他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する金庫にあ
つては、連結の範囲に含まれる者を除く。)をいう。以下同
じ。)の対象資本等調達手段(連結自己資本比率を算出する
場合にあつては第五条第四項に規定する対象資本調達手段又
はその他外部TLAC関連調達手段をいい、単体自己資本比
率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する対象
資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。
以下この条及び第百五十四条の三において同じ。)のうち、
対象普通出資等(連結自己資本比率を算出する場合にあつて

(他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポー
ジヤー)

第四十七条の三 第二十七条から前条までの規定にかかわらず
、他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する場合にあつ
ては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自
己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定
する他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する金庫にあ
つては、連結の範囲に含まれる者を除く。)をいう。以下同
じ。)の対象資本等調達手段(連結自己資本比率を算出する
場合にあつては第五条第四項に規定する対象資本調達手段又
はその他外部TLAC関連調達手段をいい、単体自己資本比
率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する対象
資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。
以下この条及び第百五十四条の三において同じ。)のうち、
対象普通出資等(連結自己資本比率を算出する場合にあつて

は第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。以下この条及び第一百五十四条の三において同じ。）及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては四百パーセントとし、同条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあつては百パーセントとする。）とする。

2
「略」

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第四百一条 第四十七条第一項、第三項及び第四項の規定は、内部格付手法採用金庫が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあり、及び同条第四項中「株式及び株式と同等の性質を有するもの（第二項に規定する株式と同等の性質を有するものをいう。）に対するエクスポージャー（第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第四百二十二条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエク

は第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。以下この条及び第一百五十四条の三において同じ。）及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセント（第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては、四百パーセント）とする。

2
「同上」

（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額）

第四百一条 第四十七条第一項及び第三項の規定は、内部格付手法採用金庫が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「株式及び株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（第四十七条の五の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」とあるのは、「株式等エクスポージャー（第四百二十二条の規定によりリスク・ウェイトを判定するエクスポージャーを除く。）」と読み替えるものとする。

ポージャーを除く。」と読み替えるものとする。 (他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー) 第百五十四条の三 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセント(第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては四百パーセントとし、第百四十一条において準用する第四十七条第四項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーにあつては百パーセントとする。)のリスク・ウェイトを乗じた額とする。 2 「略」	(他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー) 第百五十四条の三 第百二十七条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額(EADをいう。)に二百五十パーセント(第四十七条第三項に規定する投機的な非上場株式に対する投資に係るエクスポージャーにあつては、四百パーセント)のリスク・ウェイトを乗じた額とする。 2 「同上」
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。